判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

				資料番号	7		担当課	経営支援課	
法令名	中小企業における経営の承継 の円滑化に関する法律施行規 則	根拠条項	13	3—1∼6	許認可等 の内容	,,,,	_ , , , , , , , ,	承継贈与者の相続が開始場合の都道府県知事の確	

1 根拠規定

◆中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

(経済産業大臣の認定)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 会社である中小企業者(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。))の申請に基づき、当該中小企業の代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者(代表者であった者を含む。)又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていること。
- 二 個人である中小企業者 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である 中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のう ち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要す ることその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業 活動の継続に支障が生じていると認められること。
- 2 前項の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。
- ◆中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令 (都道府県が処理する事務)

第二条 法第十二条第一項及び第十五条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務 は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

- 2 許認可等の基準
- ◆中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 (経営承継贈与者の相続が開始した場合の都道府県知事の確認)
- 第十三条 第一種特別贈与認定中小企業者等(第一種特別贈与認定中小企業者(第一種特別贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。)及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。)は、当該第一種特別贈与認定中小企業者等(同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。)に係る第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合には、次の各号のいずれにも該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

- 二 当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者及び当該第一種特別贈与認定申請中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。
- 三 当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等が資産保有型会社に 該当しないこと。
- 四 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該第一種特別 贈与認定中小企業者等が資産運用型会社に該当しないこと。
- 五 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該第一種特別 贈与認定中小企業者等の総収入金額が零を超えること。
- 六 当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上(当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合(当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は当該第一種特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。)にあっては五人以上)であること。
- 七 当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しないこと。
- 八 当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者が、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の代表者(代表権を制限されている者を除き、第九条第十項各号のいずれかに該当する者を含む。)であって、当該相続の開始の時において、当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該第一種特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- 九 当該第一種特別贈与認定中小企業者等が会社法第百八条第一項第八号 に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時において当該株式を当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者以外の者が有していないこと。
- 2 前項の確認を受けようとする第一種特別贈与認定中小企業者等は、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに、様式第十七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類(第一種特別贈与認定中小企業者であった者の第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合には第七号ロに掲げるものを除く。)を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
 - 一 当該相続の開始の時における当該第一種特別贈与認定中小企業者等の定款の写し
 - 二 当該相続の開始の時における当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株主名簿の写し
 - 三 登記事項証明書(当該相続の開始の日以後に作成されたものに限る。)
 - 四 当該相続の開始の時における当該第一種特別贈与認定中小企業者等の従業員数証明書
 - 五 当該第一種特別贈与認定中小企業者等の当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の 直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項 又は第六百十七条第二項 に規定する書類そ の他これらに類する書類
 - 六 当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別 贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
 - 七 次に掲げる誓約書
 - イ 当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外

国会社に該当する場合であって当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は当該第一種特別 贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有し ないときは、当該有しない旨の誓約書

- ロ 当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しない旨の誓約書
- 八 当該相続の開始の時における当該第一種経営承継贈与者及びその親族(当該第一種特別贈与認定中小企業者等が第六条第二項に規定する中小企業者に該当する場合にあっては、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。)の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時における当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等
- 前二項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者等(第二種特別贈与認定中小企業者(第二 種特別贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条四項の規定により読み替えられた同条第 二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。)及び第七条 第四項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並 びに第二種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及 び第二種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となっ た場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。)について準用する。この場合にお いて、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特別贈与認定中小企業 者」と、「第九条第二項」とあるのは「第九条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」 と、「第七条第二項」とあるのは「第七条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、 「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」 とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十一項 の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、第二項中「第一種経営承継贈与者」とある のは「第二種経営承継贈与者」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特 別贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特別経営承継贈与 者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」読み替えるものとす
- 第一項及び第二項の規定は、第一種特例贈与認定中小企業者等(第一種特例贈与認定中小企 業者(第一種特例贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条六項の規定により読み替えた れた同条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。) 及び第七条第六項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する申請書を提出している中 小企業者並びに第一種特例贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存 続会社等及び第一種特例贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会 社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。) について準用する。こ の場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特例贈与認 定中小企業者」と、「第九条第二項」とあるのは「第九条第六項の規定により読み替えられた 同条第二項」と、「第七条第二項」とあるのは「第七条第六項の規定により読み替えられた同 条第二項」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特例経営承継贈与者」と、「第 一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特例経営承継受贈者」と、「第九条第十項各号」と あるのは「第九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、第二項中「第一 種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特例経営承継贈与者」と、「第一種特別贈与認定中小 企業者」とあるのは「第一種特例贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継贈与者」とある のは「第一種特例経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特例経 営承継受贈者」と読み替えるものとする。

- 第一項及び第二項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者等(第二種特例贈与認定中小企 業者(第二種特例贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条八項の規定により読み替えた れた同条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。) 及び第七条第八項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する申請書を提出している中 小企業者並びに第二特例別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存 続会社等及び第二種特例贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会 社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。) について準用する。こ の場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特例贈与認 定中小企業者」と、「第九条第二項」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた 同条第二項」と、「第七条第二項」とあるのは「第七条第八項の規定により読み替えられた同 条第二項」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特例経営承継贈与者」と、「第 一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と、「第九条第十項各号」と あるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、第二項中「第一 種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特例経営承継贈与者」と、「第一種特別贈与認定中小 企業者」とあるのは「第二種特例贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継贈与者」とある のは「第二種特例経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経 営承継受贈者」と読み替えるものとする。
- 6 都道府県知事は、第二項(前三項の規定により準用される場合を含む。)の申請を受けた場合において、第一項(前三項の規定により準用される場合を含む。)の確認をしたときは様式第十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第十九により申請者である第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特例贈与認定中小企業者等及び第二種特例贈与認定中小企業者等に対して通知しなければならない。